

徳島市上下水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市水道事業の給水区域内に残存している鉛製給水管(以下「鉛管」という。)の解消を図るため、給水装置に使用されている鉛管を取り替える工事に要する費用の一部を、予算の範囲内において助成することに関して、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 助成は、次に掲げる要件に該当する工事(以下「対象工事」という。)を行う場合に、給水装置の所有者に対して行う。

- (1) 徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)が施工する工事であること。
- (2) 配水管から分岐して設けられた給水装置に使用されている鉛管を、指定された材質の給水管に取り替える工事(建築物の新築又は改築を目的とした上下水道局メーターから給水装置の末端までの改造工事を含む。)であること。
- (3) 道路部分の残存管は、同時撤去を基本とし、公道残存給水管撤去工事仕様書の取扱いに準じて行う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象とならない。

- (1) 同一給水装置において、既に助成を受けているとき。
- (2) 官公署及びこれに準じる公共工事等に該当するとき。

(助成金の額)

第3条 対象工事1件当たりの助成金の額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 道路掘削が必要な工事の場合は、工事費に100分の80を乗じて得た額。ただし、28万円を限度とする。
- (2) 前号以外の工事の場合は、工事費の全額。ただし、10万円を限度とする。

2 前項の規定による助成金の額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象工事の施工前に、鉛製給水管取替工事助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。ただし、特別な理由により管理者が認める場合は、工事の施工後であっても申請することができる。

2 申請者は、将来的に配水管布設替工事等が行われても異議の申し立てを行わないことを誓約する。

3 申請書等の必要書類の提出については、申請者から対象工事の委任を受けた指定工事業者が行う。

(交付の決定)

第5条 管理者は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、鉛製給水管取替工事助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(工事完了検査等)

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、対象工事施工後、鉛製給水管取替工事完了届(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 工事写真(鉛製給水管取替工事の施工内容が確認できるもの)

(2) 請求書(様式第4号)

(3) 工事に係る代金の支払を証明できるものの写し

(4) 公道切替に伴う戸番図調査表

(5) その他管理者が必要と認めるもの

(助成金交付)

第7条 助成金は、対象工事の完了検査終了後速やかに、交付決定者名義の預金口座に振り込む。

(助成金の返還)

第8条 管理者は、申請者が偽り、その他不正な行為により助成金の交付決定を受けたときは、助成金交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。